

万延の改鑄と三井組・十人組・住友両替店・十五軒組合

— 京都・大坂での新旧金貨引き替え —

須賀博樹

はじめに

万延の改鑄は万延元年（一八六〇）に行われ、京都・大坂両替商により新旧金貨引き替えが実施されるのは翌、文久元年（一八六一）からである。

両替商による新旧貨幣引き替えの研究はこれまで鴻池家文書を中心とした分析が多い。作道氏が文政・天保の改鑄時に鴻池屋善右衛門外一四人から成る両替商組織である十五軒組合の新旧貨幣引き替えの実態を明らかにした^①。安国氏は、文政の改鑄時における十五軒組合の成立と、大坂における新旧貨幣引き替え御用の実態、十五軒組合を構成する両替商の背景にある金融的な実力について考察されている^②。他に、畑中氏は江戸播磨屋両替店の日記の分析より、文政の改鑄での江戸の古金銀引き替えは、大坂から荷駄で送られた古金銀にも依存して

いた点を指摘している^③。しかし、これらの研究では幕末の改鑄による新旧貨幣引き替えについての言及がほとんどなされていない。

小葉田氏は文久二年に住友両替店が引替元金一萬二〇〇〇両で引き替えた古金類の実態について明らかにした^④。宮本氏も安政・万延・文久・慶応期の住友両替店の古金銀引替業務について明らかにしている^⑤。しかし、住友両替店を含む新旧金貨引き替えの全貌までは未だ明らかにはなっていない。賀川氏は万延の改鑄後、三井組によって行われてきた引替元金・引き替え済み古金類の江戸～大坂間の輸送の実態を明らかにした^⑥。山口氏は三井組の貨幣改鑄（元禄～幕末）とのかかわりを述べている^⑦。しかし、実際に新旧金貨引き替えを担った京都・大坂両替商の引き替えの実態や、幕府と京都・大坂両替商双方の対応の変化までは言及されていない。『図録日本の貨幣4』では万延金・

安政銀以前の旧貨通用停止と増歩引替の変遷を紹介している。⁽⁸⁾そして石井氏は幕末維新期の三都の両替商金融の動向や金融関係について分析され、この時期の近世以来の商人・高利貸資本は自らの蓄積基盤を転換させる形で蓄積を行い、工業化へ向けて動きを推進することになると指摘している。⁽⁹⁾

このような研究史の現状をふまえ、本稿では京都・大坂両替商の万延の改鑄に伴う新旧金貨引き替えの実態とその展開について明らかにしていく。他方で、幕末の十五軒組合内の動向にも注目していきたい。

主に用いる史料は、三井文庫所蔵「江戸書状控」「京都書状控」(三井組大坂両替店作成)である。史料の特徴として、「江戸書状控」は大坂の三井組・十人組・住友両替店・十五軒組合の毎回の新旧金貨引き替え金額や、新旧金貨引き替えをめぐる幕府と両替商間の対応が含まれる。「京都書状控」は三井組・十人組(京都・大坂)や住友両替店・十五軒組合(大坂)の毎回の新旧金貨引き替え金額や、日々の大坂の米・貨幣相場等が含まれる。これらは両替商金融と貨幣改鑄との関係を検討する上で有益な史実を与えている。

一 旧金貨の増歩と万延の改鑄の開始

1 万延の改鑄による旧金貨の増歩

万延の改鑄(一八六〇)で、幕府は万延小判・万延一分判と万延二分判・万延二朱金を鑄造した。その金品位については表1で示す通りである。万延小判・万延一分判の全鑄造高は六六万六七〇両、万延

二分判の鑄造高は五〇一〇万五七六両、万延二朱金の鑄造高は三一四万両に及ぶ。

万延の改鑄の開始により、これまでの旧金貨はこれまでにない高率の増歩引替が行われた。通用停止になっていた慶長以降の旧金貨は相当量市場に隠退蔵されていたため、幕府はこれらを回収するために増歩引替の必要があった。旧貨と新貨との価格差を悪用して暴利をむさぼる者のあることを恐れ、通貨混乱を防止するとともに新金貨鑄造の材料も必要だったので、これまでにない増歩引替を万延元年(一八六〇)四月に実施した。この旧金貨への増歩の実施により、日本金銀比価は外国のそれとほぼ同様となる。⁽¹⁰⁾

しかし、従来の研究では旧金貨はこれまでにない高率の増歩引替が行われたとあるが、旧金貨に含む金量と増歩額に含む金量を考えると、本当に高率の増歩引替であったのだろうか。表1には、旧金貨各種類一〇〇両あたりに含む金量、万延の改鑄の際の増歩額と増歩額に含む金量も示した(実際の引き替えは、万延二分判がほとんどになるため万延二分判で金量を算出した)。

そして、旧金貨各種類一〇〇両あたりに含む金量と、万延の改鑄の際の増歩額に含む金量を比べると、旧金貨各種類一〇〇両あたりに含む金量の方が金量も多く、そのため、金量の意味だけでは高率の増歩引替とは言えない。そのため、幕府は金価値ではなく通貨価値の上で、旧金貨をその持ち主より買取していったと考えられる。

このように、金の素材価値ではなく通貨価値で以て、幕府が旧金貨

を持ち主より買取する場合どのような前提条件が必要か考えてみたい。まず、①旧金貨に通用期限を設け強制的に通用停止にさせ、更に引き替え誘因を与えることで引き替えを促進させる。しかし、ここで持ち主・両替商等による退蔵という行為が起き、幕府はその対応に度々悩まされる。②それに、勝手な地金・不良貨幣の取引を厳しく取り締まり、指定の両替商へ売却することが厳命されていた。②について大坂では、三井組大坂両替店が「銀座附引替古銀・南鐮類」の窓口として不良貨幣を集めており、最上屋善兵衛は金銀座下買役で「焼金銀下買」に指定されていた。十五軒組合・十人両替の近江屋猶之助と十人両替の升屋伝兵衛等も金座支配下の「下買役」だった¹⁾。以上、幕府による二つの統制が存在したため、増歩引替が可能だったと考えられる。

表1には増歩額の状況も示したが、慶長金(天保五兩判は万延元年に増歩を行い、それが幕末まで至る。古二朱金(天保二朱金)は、文久元年(一八六一)・文久三年・元治元年(一八六四)・慶応二年(一八六六)・慶応三年に増

表1 引き替え対象の旧金貨の増歩額と引替元金

	貨幣名称	貨幣別称	分析品位 : 金品位 (%)	1両の 量目 (匁)	100両で の金両 (匁)	万延元年(1860)	
						増歩額 兩.分	増歩額に含む金量 万延二分判(匁)
引き 替 え 対 象 の 旧 金 貨	慶長金		86.28	4.76	410.6928	548	200.08576
	元禄金		56.41	4.76	268.5116	378	138.01536
	宝永金	乾字金	83.40	2.5	208.5	347	126.69664
	正徳金	武蔵判	85.69	4.76	407.8844	548	200.08576
	享保金		86.14	4.76	410.0264	565	206.2928
	元文金	真文字金	65.31	3.5	228.585	362	132.17344
	文政金	草文字金	56.05	3.5	196.175	342	124.87104
	文政真文二分判	真文二分判	56.28	3.5	196.98	342	124.87104
	文政草文二分判	草文二分判	48.92	3.5	171.22	313	114.28256
	天保五兩判	五兩判	84.24	1.8	151.632	273	99.67776
	天保小判	保字小判	56.77	3.0	170.31	337.2	123.228
	天保一分判	保字一分判	56.75	3.0	170.25	325	118.664
	安政小判	正字小判	55.50	2.4	133.2	268.3	98.126
	安政一分判	正字一分判	57.00	2.4	136.8	275	100.408
	天保二朱金	古二朱金	29.88	3.5	104.58	※1	
	安政二分判		20.30	3.0	60.9	※2	
文政一朱金	一朱金	12.31	6.0	73.86	-	-	
引替元金	万延小判	新小判	57.25	0.88	50.38		
	万延一分判	新一分判	57.36	0.88	50.4768		
	万延二分判	新二朱金	22.82	1.6	36.512		
	万延二朱金	新二朱金	22.93	1.6	36.688		

※1 : 100両につき、文久元年(1861)に107両2分[金量39.2504匁]であったが、文久3年(1863)に115両[金量41.9888匁]、元治元年(1864)に130両[金量47.4656匁]、慶応2年(1866)に160両[金量58.4192匁]、慶応3年(1867)に190両[金量69.3728匁]へ。

※2 : 100両につき、文久元年(1861)に100両3分[金量36.78584匁]であったが、慶応3年(1867)に120両[金量43.8144匁]へ。

出所 : 「引替附込帳」(慶応二年[三井文庫所蔵 本1379])、日本銀行編『図録日本の貨幣4』東洋経済新報社、1973、249頁・270頁、滝沢武雄・西脇康編『日本史小百科 貨幣』東京堂出版、1999、314~319頁より算出・作成。

歩を繰り返し、最終的に二倍近く増歩された。安政二分判は、金品位が低いため文久元年に若干の増歩がなされたが、慶応三年には大幅な増歩が実行された。

表1の増歩額に従って新旧金貨引き替えを担ったのが都市の両替商等であった。本稿では京都・大坂を事例に分析を進める。京都で新旧貨幣引き替えを担う両替商組織は「両組引替」（三井組・十人組）である。大坂で新旧貨幣引き替えを担う両替商組織は「三手引替」（三井組・十人組・住友両替店）と「十五軒組合」（鴻池屋善右衛門ら五人から成る両替商組織、万延元年～慶応元年の新旧金貨引き替えは一四人で最後に一五人に戻る）である。

2 天保の新旧金貨引き替え終了

文久元年（一八六一）に、万延小判・一分判や万延二分判・二朱金が引替元金として京都・大坂へ送られた。それに伴い、天保の改鑄による新旧金貨引き替えが終了した。

まず、京都の両組引替では次の通りである。安政四年（一八五七）九月二一日に引替元金三〇〇〇両が十人組へ着いた。その後「代り真卿文金千五百両宛合三千両、外二其元引替溜り旧古金類二百両共」とあり、両組で草文字金一五〇〇両ずつの計三〇〇〇両と三井組が集めた元文以前の旧古金類二〇〇両、合計三二〇〇両を安政五年一二月一八日に江戸へ差し立てた¹²。安政六年について両組引替は古金類を江戸へ差し立てておらず安政五年で終了したことになる¹³。

大坂では次の通りである。十五軒組合では安政二年（一八五五）一月一二日に三井組より引替元金六〇〇〇両を受け取り¹⁴、その内、安政三年一二月六日と安政六年九月二〇日に引き替え済み古金類を江戸へ差し立て、計五九八〇両が引き替え済みになった。引替元金残り古二朱金二〇両は三井組より飛脚便で万延元年（一八六〇）一月二日に江戸へ送った¹⁵。三手引替では安政五年二月二〇日に引替元金六〇〇両が大坂十人組へ着いた。しかし、引替元金六〇〇〇両の内から、引き替え済み古金類を一度も江戸へ差し立てることなく返上納に至る。返上納の状況は、引き替え済み分の草文字金七〇〇両・壹朱金一〇〇〇両、引替元金であった保字小判三〇〇〇両・古二朱金四九〇〇両を、十人組を通じ文久元年七月一八日に返上納した¹⁶。

二 京都・大坂両替商の新旧金貨引き替え

1 文久元年～慶応元年の新旧金貨引き替え

三井組・十人組（京都・大坂）、住友両替店・十五軒組合（大坂）により文久元年～慶応元年の間に行われた新旧金貨引き替えの状況は表2-1～表2-4（表2-4の「古金類計」の詳細は表2-4-1、具体的内容は文久二年～慶応元年）になる。

表2～表3は、「古金類計」が各両替商の集めた旧金貨額を集計し、「引替元金」が集めた旧金貨の増歩された引き替え代金額を集計した。但し、史料で確認できない内訳不明の「古金類」「古金類高不明」の部分も存在する。表2～表3における各旧金貨の「古金類計」

表2-1 三井組(京都・大阪)の新旧金貨引き替え(1861~1865)

	文久元年		文久2年	
	古金類計	引替元金	古金類計	引替元金
	兩.分	兩.分.朱	兩.分	兩.分.朱
真文小判			500	1,810
真文一分判			550	1,991
真文二分判				
草文小判			3,000	10,260
草文一分判			200	684
草文二分判				
保字小判	42,509	143,467.3.2	57,862	195,284.1
保字一分判	2,006.2	6,521.0.2	4,191.1	13,621.2.1
正字小判			519	1,394.3.1
正字一分判	4	11	4.2	12.1.2
五兩判			200	546
一朱金			146	146
古二朱金	15,810	16,995.3	432,240	464,658
全古金合計	60,329.2	-	499,412.3	-
(諸入用)	-	-	-	1,845
(残金)	-	4.1	-	217
(引替元金)	-	167,000	-	692,470

	文久3年		元治元年	
	古金類計	引替元金	古金類計	引替元金
	兩.分.朱	兩.分.朱	兩.分.朱	兩.分.朱
慶長金			25	137
元禄金			25	94.2
宝永金			25	86.3
享保金			50	282.2
真文小判	1,350	4,887	5,412	20,543.2
真文一分判	1,075	3,891.2	263	
真文二分判	300	1,026	100	342
草文小判	26,800	91,656	35,200	120,384
草文一分判	9,000	30,780	200	684
草文二分判	362.2	1,134.2.2	200	626
保字小判	99,056	334,314	45,063	152,087.2.2
保字一分判	7,882.2	25,618.0.2	2,253	7,322.1
正字小判	5	13.1.3		
正字一分判	10.1	28.0.3	259	712.1
五兩判	150	409.2	125	341.1
一朱金	59.3.1	59.3.1	73.0.2	73.0.2
古二朱金	237,937.2	265,040.2.2	31,325	40,722.2
古金類	4,400	14,752	17,950	50,000
全古金合計	388,388.2.1	-	138,548.0.2	-
(諸入用)	-	1,364.3.1	-	810.3
(残金)	-	43.1.2	-	
(引替元金)	-	775,019	-	395,250

と「引替元金」の関係は表1の「増歩額」に従っている。但し、表2
 表3の古二朱金は、表1の※1に述べたように増歩が繰り返された
 ため、文久三年・元治元年・慶応二年・慶応三年の数値は本来の増歩
 関係の数値にならない事もある(慶応三年の十人組でも、安政二分判
 の増歩前後にそれが引き替えられたため、数値は本来の増歩関係の数

値にならない)。安政二分判については、表1の※2で述べた増歩だ
 が、慶応三年以前で一回当りの引替金額が少ないと増歩はなされてい
 ない。
 そして、各年の合計(京都・大阪)を判明する分で金額を集計する
 と、文久元年(二八六一)は旧金貨一六万七三四三兩一分(引替元金

出所：表2-1～表2-4は共通して「江戸書状控」（文久元年～慶応元年〔三井文庫所蔵 別354・別356・別365・別370・別368・別372〕）、「京都書状控」（文久元年～慶応元年〔三井文庫所蔵 別350・別357・別361・別367・本2158〕）より集計・作成。他に三井組では「新金引替諸入用留并新銀二朱銀共」（天保十三年～慶応元年〔三井文庫所蔵 本1981〕）、「古金類并保正字金古二朱金引替差引帳」（慶応元年～二年〔三井文庫所蔵 本938〕）よりも集計・作成。

	慶応元年	
	古金類計 兩.分.朱	引替元金 兩.分.朱
真文小判	350	1,267
真文一分判	150	543
真文二分判	200	684
草文小判	28,350	96,957
草文一分判	600	2,052
草文二分判	125	391.1
保字小判	17,239	58,181.2.2
保字一分判	3,038	9,873.2
正字小判		
正字一分判	8	22
五兩判		
一朱金	39.2.2	39.2.2
古二朱金	59,702.2	77,613.1
全古金合計	109,802.0.2	-
(諸入用)	-	774
(残金)	-	51.3
(引替元金)	-	248,450

四〇万兩)を、文久二年は旧金貨一三八万八二〇一兩一分三朱(引替元金一九七万八二九〇兩)を、文久三年は旧金貨八一万七六兩三分(引替元金一九三万九七四九兩)を、元治元年(一八六四)は旧金貨三九万七九三三兩三朱(引替元金一一〇万八二五〇兩)を、慶応元年(一八六五)は旧金貨一七万三三〇九兩三朱(引替元金六七万九〇〇

表2-2 十人組(京都・大坂)の新旧金貨引き替え(1861~1865)

	文久元年		文久2年	
	古金類計 兩.分	引替元金 兩.分.朱	古金類計 兩.分	引替元金 兩.分.朱
真文小判			915	5,882.2
真文一分判			710	
真文二分判			275	940.2
草文小判			3,400	11,628
草文一分判			375	1,282.2
草文二分判			650	2,034.2
保字小判	25,023	84,452.2.2	51,639	174,281.2.2
保字一分判	4,691.3	15,248.0.3	5,466.2	17,766.0.2
正字小判	9	24.0.3	632	1,698.2
正字一分判	100	275	1,069	2,939.3
五兩判			200	546
一朱金				
古二朱金	15,810	16,995.3	432,240	464,658
古金類高不明 (1回差立分)		50,000		
全古金合計	45,633.3	-	497,571.2	-
(諸入用)	-	-	-	1,845
(残金)	-	4.1	-	217
(引替元金)	-	167,000	-	685,720

兩)を引き替えた。

この期間の新旧金貨引き替えのピークは文久二・三年で、この後は急激に引き替えの規模を縮小させた。この引き替え規模の縮小過程は、同時に、文政の改鑄以降続いていた大坂での三手引替・十五軒組合による引替体制の終焉過程でもあった。

更を始めたのは、慶応元年（一八六五）からであった。その変更は、京都のみならず大坂でも新旧金貨引き替えを三井組・十人組の両組引替に限定していったことであった。

閏五月一日に軍艦便で大坂着の二分判四〇万両は、二〇万両は大坂

幕府が、文政の改鑄以来の大坂両替商の新旧金貨引き替えに対し変更を以、為御差登七相成候新二分判四拾万両之内、二拾万両当地御金

蔵江上納相済、残二拾万両者引替御元之積被仰渡候へ共、前着之分有候二付、廿万両十人組二御箱封之俣御預り」とある。つまり、同年

2 三手引替・十五軒組合の新旧金貨引き替えの終焉

	文久3年		元治元年	
	古金類計	引替元金	古金類計	引替元金
	兩.分.朱	兩.分.朱	兩.分.朱	兩.分.朱
真文小判	950	3,439	6,475	23,439.2
真文一分判	793.3	2,873.1.2	356.1	1,289.2.2
真文二分判	137.2	470.1	50	171
草文小判	20,950	71,649	25,225	86,269.2
草文一分判	10,875	37,192.2	325	1,111.2
草文二分判	500	1,565	112.2	352.0.2
保字小判	81,872	276,318	20,877	70,459.3.2
保字一分判	4,184.2	13,599.2.2	1,398	4,543.2
正字小判			40	107.2
正字一分判	2.2	6.3.2	10	27.2
五両判	125	341.1		
一朱金	0.3.2	0.3.2	26.1	26.1
古二朱金	114,525	125,388.3	64,762.2	84,191.1
古金類	15,801	53,750	28,100.0.2	50,000
古金類高不明	(4回差立分)	189,503.2.2	(2回差立分)	111,250
全古金合計	250,717.0.2	-	147,757.2.2	-
(諸入用)	-	631.3.2	-	760.3.2
(引替元金)	-	776,730	-	434,000

	慶応元年	
	古金類計	引替元金
	兩.分	兩.分.朱
真文小判	5,000	18,100
真文一分判		
真文二分判	125	427.2
草文小判	700	2,394
草文一分判	62.2	213.3
草文二分判	37.2	117.1.2
保字小判	3,942	13,304.1
保字一分判	167	542.3
正字小判	38	102.0.2
正字一分判	3	8.1
五両判		
一朱金		
古二朱金	7,000	9,100
古金類	4,150	15,000
古金類高不明	(3回差立分)	129,025
全古金合計	21,225	-
(諸入用)	-	115
(引替元金)	-	188,450

出所：表2-1と同じ。

表2-3 住友両替店(大坂)の新旧金貨引き替え(1861~1866)

	文久元年		文久2年	
	古金類計	引替元金	古金類計	引替元金
	兩	兩	兩.分.朱	兩.分.朱
真文小判			475	1,719.2
真文一分判			781.1	2,828.0.2
真文二分判			137.2	470.1
草文小判			2,600	8,892
草文一分判			1,162.2	3,975.3
草文二分判			475	1,486.3
保字小判			24,873	83,946.1.2
保字一分判			2,557.2	8,311.3.2
正字小判			111	298.1.1
正字一分判			0.2	1.1.2
五兩判			25	68.1
一朱金			1.1.3	1.1.3
古二朱金	14,880	15,996	116,520	125,259
全古金合計	14,880	-	149,719.2.3	-
(諸入用)	-	-	-	285
(残金)	-	4	-	16
(引替元金)	-	16,000	-	237,560

	文久3年		元治元年	
	古金類計	引替元金	古金類計	引替元金
	兩.分.朱	兩.分.朱	兩.分	兩.分.朱
真文小判	200	724	100	362
真文一分判	200	724	100	362
真文二分判	50	171	50	171
草文小判	16,775	57,370.2	1,300	4,446
草文一分判	112.2	384.3	100	342
草文二分判	1,300	4,069		
保字小判	30,350	102,431.1	30,675	103,528.0.2
保字一分判	1,503	4,884.3	225	731.1
正字小判				
正字一分判	5	13.3	25	68.3
五兩判				
一朱金	3.2.2	3.2.2	14.3	14.3
古二朱金	21,500	23,112.2	14,500	18,730
不明			?	0.2
全古金合計	71,999.0.2	-	47,089.3	-
(諸入用)	-	150.3.2	-	243.2.2
(引替元金)	-	194,040	-	129,000

御金蔵へ上納し、二〇万兩は引替元金として十人組が預かった。その後、この二〇万兩の取り扱いについては同年九月七日の書状に次のようである。

新金二分判二拾万兩御預り有之内、丑七月四日

当番十人組

尚又閏五月十一日御軍艦を以、為御差登相成候金二拾万兩之内、左之通、

五万兩

御在坂御勘定山田虎次郎様被仰渡二付拾五人者へ引替元二、

	慶応元年		慶応2年	
	古金類計	引替元金	古金類計	引替元金
真文小判	兩 25	兩.分.朱 90.2	兩 25	兩.分 90.2
真文一分判				
真文二分判				
草文小判	4,700	16,074	1,400	4,788
草文一分判			50	171
草文二分判				
保字小判	4,563	15,400.0.2	2,022	6,824.1
保字一分判	12	39	28	91
正字小判				
正字一分判				
五兩判				
一朱金				
古二朱金	250	325		
古金類高不明 (2回差立分)		92,000		
全古金合計	9,550	-	3,525	-
(諸入用)	-	71.1.2	-	35.1
(引替元金)	-	124,000	-	12,000

出所：表2-1と同じ。及び、「引替元金請取証(住友吉左衛門宛)」(慶応二年[三井文庫所蔵 続275-4])。

〃七月十二日
 三万兩
 但、此分御返金之積り、
 銅座御役所江御建替相成申候、
 十人組より夫々割合相渡被申候、

表2-4 十五軒組合(大坂)の新旧金貨引き替え(1861~1865)

	文久元年		文久2年	
	古金類計	引替元金	古金類計	引替元金
真文小判	兩	兩.分	兩.分	兩.分
真文一分判				
真文二分判				
草文小判				
草文一分判				
草文二分判				
保字小判			43,114	145,509.3
保字一分判			1,380	4,485
正字小判				
正字一分判			1	2.3
五兩判				
一朱金			2.2	2.2
古二朱金	46,500	49,987.2	197,000	211,775
全古金合計	46,500	-	241,497.2	-
(諸入用)	-	-	-	752.2
(残金)	-	12.2	-	12.2
(引替元金)	-	50,000	-	362,540

〃八月十六日
 五万九千九百九拾九兩二分
 去月十八日夕十人組より御納札差下申候儀ニ御座候、
 上納無滞相濟、
 松村謙之助様より被仰渡二付返

	文久3年		元治元年	
	古金類計 兩.分.朱	引替元金 兩.分.朱	古金類計 兩.分.朱	引替元金 兩.分.朱
真文小判	550	1,991		
真文一分判	1,550	5,611		
真文二分判	1,450	4,959		
草文小判	350	1,197		
草文一分判	450	1,539		
草文二分判	100	313		
保字小判	22,350	75,431.1	25,550	86,231.1
保字一分判	3,028.1	9,841.3.1	812.2	2,640.2.2
正字小判				
正字一分判	50	137.2		
五兩判	50	136.2		
一朱金	1.0.3	1.0.3	0.0.3	0.0.3
古二朱金	52,400	59,423.3	24,775	30,546.1
古金類	16,642.2	33,116	11,400	30,326
全古金合計	98,971.3.3	—	62,537.2.3	—
(諸入用)	—	262	—	255.2.3
(引替元金)	—	193,960	—	150,000

	慶応元年	
	古金類計 兩.分.朱	引替元金 兩.分.朱
真文小判	1,000	3,620
真文一分判		
真文二分判		
草文小判	7,700	26,334
草文一分判		
草文二分判		
保字小判	23,200	78,300
保字一分判	237.2	771.3.2
正字小判		
正字一分判		
五兩判		
一朱金	0.2.1	0.2.1
古二朱金	575	747.2
安政二分判	19	19
全古金合計	32,732.0.1	—
(諸入用)	—	207.0.1
(引替元金)	—	110,000

出所：表2-1と同じ。及び、「古金銀引替御用一件(二)」(文久二年～慶応二年 [大阪大学経済史経営史資料室所蔵 鴻池善右衛門家旧蔵文書])、「引替済古金銀上納請取之通」(天保十四年～文久二年 [大阪商業大学商業史研究所所蔵 佐古慶三教授収集文書：近江屋])、「引替済古金銀上納請取通」(万延元年～文久三年 [国立史料館所蔵 加嶋屋長田家文書])。

四万両

矢村小四郎様より被仰渡二付返

返上納無滞相済、

上納無滞相済、

差引残 右同断

今夕当組御納札差下申候、尤已夕差下候処、延引相成

史料では、まず慶応元年(一八六五)七月四日に五万両が十五軒組

候段委細両組連状を以得御意候、

合へ引替元金として渡された。続いて、七月一二日に三万両を銅座役

壹万二千八百五拾兩

松村謙之助様より被仰渡候二付

表2-4-1 十五軒組合における「古金類計」の内訳 (1862~1865)

(文久2年)	天保小判	天保一分判	正字一分判	一朱金	古二朱金	合計
	両	両	両	両.分	両	両.分
鴻池屋善右衛門	1,600				7,300	8,900
加嶋屋久右衛門	1,700				8,800	10,500
加嶋屋作兵衛	2,100				13,300	15,400
鴻池屋善五郎					800	800
米屋平右衛門	1,400				17,300	18,700
鴻池屋新十郎	100				5,150	5,250
辰巳屋久左衛門	300				7,500	7,800
近江屋休兵衛	300				7,900	8,200
炭屋安兵衛	600				18,950	19,550
平野屋五兵衛	1,000				10,450	11,450
嶋屋市之助					2,600	2,600
鴻池屋庄十郎	4,400				3,250	7,650
米屋喜兵衛	1,000				11,000	12,000
近江屋猶之助	2,414	200	1	1.1	26,300	28,916.1
取扱両替商未詳分	26,200	1,180		1.1	56,400	83,781.1
全古金合計	43,114	1,380	1	2.2	197,000	241,497.2

(文久3年)	真文小判	真文一分判	真文二分判	草文小判	草文一分判	草文二分判	保字小判
	両	両	両	両	両	両	両
鴻池屋善右衛門							1,750
加嶋屋久右衛門							6,000
加嶋屋作兵衛	400	1,450	1,400				2,000
鴻池屋善五郎							1,400
辰巳屋久左衛門					150		
近江屋休兵衛							200
平野屋五兵衛				50			2,850
鴻池屋庄十郎	100	50			250		3,200
米屋喜兵衛							400
近江屋猶之助		50			50		350
取扱両替商未詳分	50		50	300		100	4,200
古金類							
全古金合計	550	1,550	1,450	350	450	100	22,350

(文久3年)	保字一分判	正字一分判	五両判	一朱金	古二朱金	内訳不明	合計
	両.分	両	両	両.分.朱	両	両.分	両.分.朱
鴻池屋善右衛門	2,000				5,750		9,500
加嶋屋久右衛門	250				1,500		7,750
加嶋屋作兵衛					800		6,050
鴻池屋善五郎	100				2,600		4,100
辰巳屋久左衛門					700		850
近江屋休兵衛	105.3						305.3
平野屋五兵衛	310			0.1.0			3,210.1
鴻池屋庄十郎					750		4,350
米屋喜兵衛		50					450
近江屋猶之助			50	0.1.1			500.1.1
取扱両替商未詳分	262.2			0.2.2	40,300		45,263.0.2
古金類						16,642.2	16,642.2
全古金合計	3,028.1	50	50	1.0.3	52,400	16,642.2	98,971.3.3

(元治元年)	保字小判 両	保字一分判 両.分	一朱金 両.分.朱	古二朱金 両	内訳不明 両	合 計 両.分.朱
鴻池屋善右衛門	7,500			10,000		17,500
加嶋屋久右衛門	9,250					9,250
加嶋屋作兵衛		700				700
平野屋五兵衛	5,000			6,500		11,500
鴻池屋庄十郎	100			7,200		7,300
取扱両替商未詳分	3,700	112.2	0.0.3	1,075		4,887.2.3
古金類					11,400	11,400
全古金合計	25,550	812.2	0.0.3	24,775	11,400	62,537.2.3

(慶応元年)	真文小判 両	草文小判 両	保字小判 両	保字一分判 両.分	一朱金 両.分.朱	古二朱金 両	安政二分判 両	合 計 両.分.朱
鴻池屋善右衛門			4,000					4,000
加嶋屋久右衛門			3,200					3,200
加嶋屋作兵衛	1,000		5,000					6,000
鴻池屋善五郎			5,200					5,200
米屋平右衛門						400		400
炭屋安兵衛		1,500						1,500
平野屋五兵衛		100	900	237.2	0.2.1	175		1,413.0.1
鴻池屋庄十郎			500					500
米屋喜兵衛			1,000					1,000
近江屋猶之助		3,000						3,000
取扱両替商未詳分		3,100	3,400				19	6,519
全古金合計	1,000	7,700	23,200	237.2	0.2.1	575	19	32,732.0.1

註：(文久元年)は古二朱金46,500両。内、加嶋屋作兵衛が3,300両、近江屋猶之助が3,350両を引き替えた。残39,850両は取扱両替商は未詳。

出所：表2-4と同じ。

所へ貸し出す。八月一六日に五万一九九兩二分、八月二七日に四万兩、そして一万二八五〇兩を次々に大坂御金蔵へ返上納した。

残金は一万五一五〇兩二分となったが、これも慶応二年三月二三日に一万五〇〇〇兩を、五月一日に一五〇兩二分を大坂御金蔵へ返上納した。引替元金二〇万兩の内一五万兩は幕府の財政事情等で返上納になった。他方、十五軒組合へ渡った引替元金五万兩は次のようになっていた(慶応二年二月二八日書状)。

「当地御金蔵へ上納相済残二拾万兩之内五万兩、拾五人江引替元として相渡候分、此度返上納被仰渡、昨廿七日十人組より上納相済」とあり、同年二月二七日に十人組を通じて返上納になっていた。結果、十人組は二〇万兩を幕府より預かり、全額返したにすぎなかった。

次に大坂の三手引替の引替元金は次のように扱われた(慶応二年三月一八日書状)。

去丑五月二日当組江着三手分引替御元新金拾万兩之内、三万四千兩宛兩組、三万二千兩住友江相渡候内、右住友二而壹万二千兩引替濟二付、去月廿九日十人組より差立、金残八万八千兩之内、七万五千兩一昨十六日返上納可仕旨矢村小四郎様より被仰渡、則当組より取集上納無滞相済申候、残金壹万三千兩近日返上納可被仰渡趣二御坐候、

三井組が運んだ引替元金一〇万兩は慶応元年五月二日に大坂

着になり、三井組・十人組へ三万四〇〇〇両ずつ渡された。住友両替店へは三万二〇〇〇両が渡され、その内一万二〇〇〇両が引き替え済みになり、十人組が慶応二年二月二十九日に江戸へ差し立てた。三手の引替元金の残八万八〇〇〇両について、その内七万五〇〇〇両は同年三月一六日に矢村小四郎より返上納を命じられ三井組を通じて返上納へ、残一万三〇〇〇両も近日返上納の見込としている。

これで、十五軒組合と住友両替店は、江戸時代における新旧金貨引き替え御用は止み、御用に伴う利益も失う。十五軒組合と住友両替店が、新旧金貨引き替え御用から除かれた理由は不明だが、①三井組・十人組は三都に基盤を持つ幕府の「御為替」両替商であり、三井組・十人組が住友両替店（銅山御用達）・十五軒組合（大坂を基盤とする両替商ら）より公金の取り扱いの意味で幕府に近い両替商であること、②三井組・十人組が引替元金や引き替え済みの旧金貨を江戸・京都・大坂間の輸送を行っていたため為替両組が優先的に残された、点が推測される。そして慶応二～三年（一八六六～一八六七）は三井組・十人組の「両組引替」のみが新旧金貨引き替え御用を担当した。

3 慶応二年～慶応三年の新旧金貨引き替え

江戸幕府は、慶応三年の幕府の崩壊まで新旧金貨引き替えを行ったが、大坂・京都共に「両組引替」がそれを担った。

その状況について基本的に、大坂は「江戸書状控」に記されている。京都は慶応二年の年末頃まで「京都書状控」「古金類并保正字古

二朱金引替差引帳²⁴⁾（以後「引替差引帳」と略す）共に状況が記されている。しかし、それ以降は「引替差引帳」のみに記され、「京都書状控」には新旧金貨引き替えの記載が見られなくなる。しかも「引替差引帳」は三井組のみの記録であるため、慶応二年年末頃以降の京都十人組の新旧金貨引き替え状況は不明である。しかし、慶応三年の京都三井組が引替元金二万五〇〇〇両の引き替えている状況から判断すると、十人組も三井組と同等規模の新旧金貨引き替えを行っていたものと推測される。

以上の前提に立ち、三井組・十人組が慶応二～三年に行った新旧金貨引き替えの状況を示すと表3-1～表3-2になる（十人組の慶応三年は大坂のみ）。

新旧金貨引き替えの最後について。京都三井組では引き替え済みの旧金貨が慶応三年一月三〇日に京都を差し立てたが、京都に戻され慶応四年一月二五日に「都合寄当分北穴蔵へ相納候事」になった²⁵⁾。大坂では、為替両組による引き替え済みの旧金貨を三井組が慶応三年一月二六日大坂を差し立てた。引替元金（在有金）は同年一月二二日に両組へ五〇〇〇両ずつ分配されたのが最後になった²⁶⁾。

そして各年の合計（京都・大坂）を判明する分で金額を集計すると、慶応二年は旧金貨一九万三二六二両三分一朱（引替元金四二万五五六七両二分）を、慶応三年は旧金貨三万七二九九両一朱（引替元金九万七〇〇〇両）を引き替えた。

江戸幕府崩壊後、明治維新政府は貨幣の引き替えによる出目獲得路

表3-1 三井組（京都・大坂）の新旧金貨引き替え（1866～1867）

	慶応2年		慶応3年	
	古金類計	引替元金	古金類計	引替元金
	兩.分.朱	兩.分.朱	兩.分.朱	兩.分.朱
慶長金	12.1	67.0.2		
元禄金	2.2.2	9.3.2		
宝永金	6.1	21.2.3		
真文小判	283		145	
真文一分判	456.3	2,677.3.2	80	814.2
真文二分判	62		80	
草文小判	2,607	11,350.1.3	2,197	14,022
草文一分判	662.2		1,823	
草文二分判	121	378.2.3	162.2	508.2.2
保字小判	15,464	52,191	7,620	25,717.2
保字一分判	1,282.1	4,167.1.1	1,034	3,360.2
正字小判	5	13.1.3	25	67.0.3
正字一分判	11	30.1	386	1,061.2
五両判	10	27.1	25	68.1
一朱金	18.3	18.3	3.3.1	3.3.1
古二朱金	97,545.3.2	155,964.2.1	4,027.2	7,643.2.2
安政二分判	100	100	6,245	7,494
不明	?	45		
全古金合計	118,650.1	-	23,853.3.1	-
(諸入用)	-	1,186.1	-	238.2
(引替元金)	-	228,249.2	-	61,000

註1：慶応2年4月23日京都差立の古金類の都合で、宝永金・保字小判・保字一分判・正字小判・正字一分判・一朱金以外は本来の増歩関係の数値にはならない。

註2：慶応2年4月23日京都差立の古金類の内には、史料の数値と計算数値が異なる箇所があるが、原則的に史料の数値に従い集計した。

出所：「江戸書状控」（慶応元～三年〔三井文庫所蔵 別372・別380〕）、
「京都書状控」（慶応二年〔三井文庫所蔵 別376〕）、「御用留」
（慶応二年～三年〔三井文庫所蔵 別1738甲〕）、「慶応年間新金
引替為御替金高書類 大坂」（三井文庫所蔵 続126-4）より集
計・作成。他に三井組では「古金類并保正字金古二朱金引替差引
帳」（慶応元年～四年〔三井文庫所蔵 別938・別1100〕）よりも
集計・作成。

三 幕末の十五軒組合

店でも新旧金貨引き替えを継続しており、集めた古金銀高を度々、出納司や大蔵省へ報告している。²⁹⁾

1 天王寺屋忠次郎から千草屋宗十郎へ

十五軒組合は、万延の新旧金貨引き替えについて当初「十四人」と称していた。その一四人は、鴻

池屋善右衛門・加嶋屋久右衛門・加嶋屋作兵衛・米屋平右衛門・鴻池屋新十郎・鴻池屋善五郎・辰巳屋久左衛門・近江屋休兵衛・炭屋安兵衛・平野屋五兵衛・嶋屋市兵衛・鴻池屋庄兵衛・米屋喜兵衛・近江屋猶之助・千草屋宗十郎の中

線を継承しており、今度は「金札」によって古金銀類集めを行っていることが確認される。²⁷⁾ 三井組でも京都両替店は新旧金貨引き替えを継続している様子が窺われ、「引替差引帳」には慶応四年四月一七日まで記録されている。²⁸⁾ 表4で示したように、京都両替店では集めた古金類を両替商の万屋甚兵衛等へ売り払いを行っている。他方、大坂両替

で千草屋宗十郎を除く一四人である。一四人になった背景は、慶応元年（一八六五）八月五日の書状にある「大坂十五人引替所」「当時名前書」で次のように述べられている。

右拾五人之内、以前天王寺屋忠次郎与申者引替御用相勤居候処、近來右御用難相勤趣、依之万延元申年八月於東御役所御免被仰

表3-2 十人組(京都・大坂)の新旧金貨引き替え(1866~1867)

	慶応2年		慶応3年	
	古金類計	引替元金	古金類計	引替元金
	兩.分.朱	兩.分.朱	兩.分.朱	兩.分.朱
真文小判	20	271.2	6	22.2.2
真文一分判	55		0.1	
真文二分判			7	
草文小判	1,175	4,018.2	1,188	4,146.3
草文一分判	25	85.2	17.2	
草文二分判	100	313	12.2	39.0.2
保字小判	7,604	25,663.2	410	1,383.3
保字一分判	754	2,450.2	233.3	759.2.3
正字小判	2	5.1.2		
正字一分判				
五両判	25	68.1		
一朱金	3.3.1	3.3.1	0.3.2	0.3.2
古二朱金	49,808	79,692.3	693.3	1,237.2
安政二分判	1,650	1,662.1.2	1,787.2	2,058.1.2
古金類	9,865.3	24,442	9,088.0.2	26,312.1
古金類高不明	(4回差立分)	46,044		
全古金合計	71,087.2.1	-	13,445.1	-
(諸入用)	-	596.3.3	-	39.0.1
(引替元金)	-	185,318	-	36,000

註1：慶応3年に関して京都は不明のため大坂のみになる。

註2：慶応2年9月8日大坂差立分の古金類5,418両(引替元金10,000両)で、諸入用は52両1分3朱と推計した。

出所：表3-1と同じ。及び「古金繰廻シ方ニ付御為替拾人組書状【京阪古金引替関係書類之内】」(三井文庫所蔵 別2251-5)。

丑八月³⁰⁾

まず、安政五年(一八五八)正月から天王寺屋嘉十郎は新旧金銀貨引き替え業務から離れた³¹⁾。その後、万延元年(一八六〇)八月に天王寺屋忠次郎が正式に十五軒組合を脱退し、その代わり千草屋宗十郎が加入した。千草屋宗十郎の加入時は政字銀(安政銀のこと)の発行時期と重なり、新旧通用銀引き替えのみを担当した。その後、万延の改鑄に伴い新旧金貨引き替えが始まり、組合内も銀方一人・金方一人となる。そして、慶応元年(一八六五)に千草屋宗十郎が新旧金貨引き替えにも加わり、銀方・金方共に一五人に戻るが、千草屋宗十郎は一度のみ金方を引き替えた³²⁾。この後、十五軒組合への引替元金の交付は、先述のように、同年七月四日に十人組より五万両を受け取ったが慶応二年二月二七日に返上納になった。

付、右代り跡千艸屋宗十郎江被仰付、尤其砌政字銀を以古銀類引替之折柄、専銀方引替御用相勤居候、其後金方引替御用之節江戸表江之御伺相済不申内ニ而、金方者十四人、銀方十五人と相成居候処、先達而御伺済ニ而金方茂御用被仰付、全当時金・銀共十五

人ニ相究り申候儀ニ御座候、已上、

次郎が十五軒組合を離脱したことは、やはり経営の行き詰まりが背景にあったと推測される。そして天王寺屋五兵衛・天王寺屋忠次郎は、明治維新後に「維新後旧家の絶家となりし分」の二四軒の内に数えられて³³⁾いる。

他方で、千草屋宗十郎家は慶応二年に七代目千草屋宗十郎(平瀬露

表4 三井組(京都)の新旧金貨引き替え(1868)

売払日	売払先	草文小判		古二朱金	
		古金類計	引替元金	古金類計	引替元金
慶応4年3月1日	万屋甚兵衛			1,105	2,099.2
慶応4年3月10日	万屋甚兵衛	100	342	507.2	964.1
慶応4年3月11日	万屋甚兵衛				
慶応4年3月12日	万屋甚兵衛				
慶応4年4月11日	岐阜屋惣兵衛	400	1,368		
合計		500	1,710	1,612.2	3,063.3

売払日	売払先	安政二分判		合計	
		古金類計	引替元金	古金類計	引替元金
慶応4年3月1日	万屋甚兵衛	250	300	1,355	2,399.2
慶応4年3月10日	万屋甚兵衛	1,910	2,292	2,517.2	3,598.1
慶応4年3月11日	万屋甚兵衛	700	840	700	840
慶応4年3月12日	万屋甚兵衛	750	900	750	900
慶応4年4月11日	岐阜屋惣兵衛			400	1,368
合計		3,610	4,332	5,722.2	9,105.3

出所：「古金類并保正字古二朱金引替差引帳」（慶応二年～四年〔三井文庫所蔵 別1100〕）より作成。

香、本名は亀之助)になる。店は大名貸に傾いた経営だったが、明治維新時の藩債処分のおきも勤王方(薩摩・大洲等)の藩が多かったため倒産を免れた。その後は、明治九年(一八七六)に第三十二

国立銀行を創立、明治二九年(一八九六)にそれを浪速銀行と改称した。

十五軒組合は万延元年八月に、天王寺屋忠次郎が脱退し千草屋宗十郎が加入したが、この事はその後の両者の経営の行く末をも暗示していたかのようである。

2 近江屋休兵衛

慶応三年(一八六七)一〇月一四日の大政奉還後の同年一二月には、近江屋休兵衛が鴻池屋善右衛門方へ引替方・御用方辞退の書附を出している。

乍憚以書附御願奉申上候

一、御用方引替方共私御差加相成、御用向相勤罷在候段冥加至極難有仕合奉存候、然ル処、私義数拾年来内実手許不融通ニ而銀繰等確与当惑難渋仕候得共、追々他借等仕相凌罷在候義ニ御座候、此段各様方兼而御承知ニも御座候、然ルニ近年御用方ニ而別段出銀之筋も無御座候得共、此後押量候儀二者候得共、万一御用向御座候節者、迎茂相勤兼候而、各様江深御心配可相掛様成行候而者、尚受申分ケ無御座、且引替方御用等も御同様近年絶而無御座、當時右引替方等被為 仰出候共、店方改革中人少ニも致罷在候間、無人ニ而中々御用向取扱兼候間、其節ニ到申出候而者恐入候間、前文之次第第二御座候二付、何卒此段深御憐察被成下、願之通両様とも御用御免相成候様御執成之程偏奉願上候、右御聞濟被成下候

ハ、格別之御厚情与難有仕合奉存候、以上、

慶応三卯年十二月

近江屋休兵衛

御用方

引替方

御組合衆中様³⁵⁾

史料では、近江屋休兵衛店が、数十年來に及び家業不振による不通で銀繰も難しく、他借等でしのいできた状況が述べられている。そして、御用金関係である御用方でこの後にもし御用があった場合、他店へ心配をかけてしまうことを考慮して辞退したいと述べている。同様に、新旧金銀貨引き替え関係である引替方で御用があった場合、店が家業不振による改革中のため引き替えに支障が生じるとい理由で辞退したいと述べている。この書附が、この後どのように取り扱われたかは不明である。それに、明治維新後の近江屋休兵衛の動向も不明だが「維新後旧家の絶家となりし分」の二四軒の内に数えられている。³⁷⁾

近江屋休兵衛の家業不振の状態については、天保一四年（一八四三）の御用金引請高が十五軒組合の他の構成員より低くされた。³⁸⁾ この他にも、安政五年（一八五八）三月二日に近江屋猶之助・平野屋五兵衛・鴻池屋駒次郎³⁹⁾が融通御用御掛り御役人中へ出した「乍恐口上之覚」には次のようにある。

昨巳年近江屋休兵衛儀、融通御貸付御用御免被仰付候ニ就而者、右跡役之儀格別之御理解を以、銘々共三人二而相勤候様被仰付奉

承、伏速ニ御請可奉申上筈ニ御座候処、昨年よりも毎度歎願奉申

上候通り近來別而諸家様方御用途相高、夫々二付、銘々其手元當時甚以不繰合御座候二付、彼是申談等も及延引罷在候、乍去厚御

理解被仰聞候御儀、押而御断奉申上候茂奉恐入候、（中略）何卒

当午年より向戌年迄五ヶ年之間御用相勤度、翌亥年より御免被成

下候様、当時不繰合之乍申も右御用相勤候儀二付、何卒御憐愍を

以、乍恐右之段御聞濟被成下候ハ、重畳難有仕合奉存候、以上、⁴⁰⁾

史料では、近江屋休兵衛は融通御貸付御用を勤めてきたが、安政四年にそれを辞退した。近江屋休兵衛の代わりに近江屋猶之助・平野屋五兵衛・鴻池屋駒次郎の三名が、その後継に指名されたが大名貸での不繰合を理由に断わってきた。しかし、この三名は安政五年より五年間の期間限定で勤めるという妥協案を出している。その後、この三人は安政五年より融通御貸付御用を勤めることになる。幕末の近江屋休兵衛は、家業不振により幕府の御用を立て続けに辞退する状況に至っていた。

おわりに

これまで、三井組・十人組（京都・大坂）、住友両替店・十五軒組合（大坂）が、文久元年〜慶応三年に行った新旧金貨引き替えの実態と動向について検証してきた。本稿での結論を示すと次の二点になる。

第一に、以上述べてきたことをもとに、文久元年〜慶応三年の各両

替商が引き替えた金額は、三井組（京都・大坂）が旧金貨一三三万八千九百二朱（引替元金二五六万七千四三八兩二分）、十人組（京都・大坂）が旧金貨一〇四万七千四三七兩三分一朱（引替元金二四七万三二一八兩）、住友両替店（大坂）が旧金貨一九万八千七百六十三兩二分一朱（引替元金七二万二六〇〇兩）、十五軒組合（大坂）が旧金貨四八万二二三九兩三朱（引替元金八六万六千五〇〇兩）と推計・集計される。

第二に、文久三年後半以降より慶応元年にかけて、幕府は引替元金を江戸から大坂へ送ると、幕府財政の都合で両替商よりそれを返上納させることが多くなった。そのため、①幕府自身でも、送られた引替元金を直ちに返上納させ、幕府の財政不足補填にしようか、②それとも、引替元金での引き替えを優先させ、改鑄という多少の時間を置いた形で新たな出目に期待するのか、のジレンマに陥っていたとも考えられる。幕府側でも財政事情の悪化はあるといえども、ある程度の新旧金貨引き替えによる出目獲得も優先させる必要があったと思われる。

そして幕府の選択した行動は、先に述べたジレンマの中間線をとったものと思われる。その結果、新旧金貨引き替えをこれまでよりも規模を縮小し、京都・大坂共に三井組・十人組の両組引替のみに限定して引き替えを行うようにしたものと考えられる。このため、慶応二年以降、住友両替店・十五軒組合は幕府からの新旧金貨引き替え御用は停止し、その状態で明治維新に至った。

他方、本稿の表2～表3の各表では、判明する限りで、両替商が幕

府より受け取った御手当諸入用（「諸入用」の項目）の算出も行った。しかし、御手当諸入用の交付方法や交付割合、引替方における御手当諸入用の収支決算の問題、及び、引替元金の調達方法をめぐる両替商と幕府の間の圧力関係については別稿に譲りたい。

註

- (1) 作道洋太郎『近世封建社会の貨幣金融構造』塙書房、一九七一年、二二三～二七二頁。
- (2) 安国良一「文政改鑄と十五軒組合の成立」『日本史研究』二四九号、一九八三年、一～二四頁。
- (3) 畑中康博「播磨屋中井家両替店記録から見た文政改鑄」『秋大史学』四九号、二〇〇三年、三一～三四頁。
- (4) 小葉田淳『日本の貨幣』至文堂、一九六六年、二〇六～二〇七頁での引替元金一万二〇〇〇兩は、慶長～文政の古金類と保正字金の回収用である。従って、古二朱金の引替元金も別に存在しており、本稿では古二朱金の回収も明らかにした。本稿では住友両替店の文久二年の新旧金貨引き替えを表2・3中に掲げた（一万二〇〇〇兩「慶長～文政の古金類・保正字金の引替元金」＋一二万五五六〇兩「古二朱金の引替元金と諸入用、残金」＝二三万七五六〇兩「文久二年の住友両替店の引替元金全体」）。しかし、本稿の表2・3の数値と小葉田氏による数値は、回収された古金類や引替元金の内訳額について若干異なる箇所がある。
- (5) 宮本又次「住友家の家訓と金融史の研究」同文館、一九八八年、二二七～二三七頁。
- (6) 賀川隆行「文久・慶応期の御為替三井組」『三井文庫論叢』三〇号、一九九六年、一〇二～一二三頁。
- (7) 日本経営史研究所編『三井両替店』三井銀行、一九八三年、一五三～一八六頁。

- (8) 日本銀行編『図録日本の貨幣4』東洋経済新報社、一九七三年、二四八～二五一頁。
- (9) 石井寛治「明治維新期の京・大坂・江戸における両替商金融」『社会経済史学』七〇巻四号、二〇〇四年、一一～二八頁。
- (10) 日本銀行編『図録日本の貨幣4』東洋経済新報社、一九七三年、二四四頁。
- (11) 拙稿「近江屋猶之助両替店の新旧金銀貨引き替えと金座下買役」『史友』三八号、二〇〇六年、三〇～四二頁。
- (12) 「京都書状控」(安政四年「三井文庫所蔵 別三四六」)。
- (13) 大坂両替店作成「京都書状控」(三井文庫所蔵)は安政年間について元・三・六年が欠のため、「新金引替諸入用留并新銀二朱銀共(京都両替店)」(天保十三～慶応元年「三井文庫所蔵 本一九八二」)で確認した。
- (14) 「江戸書状控」(安政二年～四年「三井文庫所蔵 別三三九」)、「吹直元金銀御下ケ請取帳(十五軒組合、三番)」(弘化元年～慶応元年「三井文庫所蔵 本二二五」)。
- (15) 「京都書状控」(安政七年「三井文庫所蔵 別三四九」)。
- (16) 「京都書状控」(文久元年「三井文庫所蔵 別三五〇」)。具体的には三井組二四〇〇両(内訳は草文字金二〇〇両、壹朱金一〇〇両、保字小判二〇〇両、古二朱金一九〇〇両)、十人組二四〇〇両(内訳は草文字金四〇〇両、古二朱金二〇〇両)、住友両替店二〇〇両(内訳は草文字金一〇〇両、保字小判一〇〇両、古二朱金一〇〇〇両)。
- (17) 表2～表3に関して史料上の問題も指摘しておきたい。例えば、大坂「三手引替の古金類内訳が「江戸書状控」にはなく、「京都書状控」に記載されているケースもある。他にも、京都両組引替で「京都書状控」に記載がなく、「新金引替諸入用留并新銀二朱銀共」等の史料に三井組が京都から江戸への古金類差し立てが判明したケースもある(この場合、十人組も三井組とほぼ同日に古金類の差し立てしていると考えられるが史料では確認できない)。また、今後の史料調査で古金類の差し立て・内訳判明等が起ころうる点も指摘しておきたい。
- (18) 「江戸書状控」(慶応元・二年「三井文庫所蔵 別三七二」)。
- (19) 「江戸書状控」(慶応元・二年「三井文庫所蔵 別三七二」)。山田虎次郎は「於大坂御勘定吟味方改役」、矢村小四郎は矢村戸四郎の名で元治元年一月二日に長崎奉行支配調役より勤方(長崎奉行支配組頭へ)とある(『柳宮補任』東京大学出版会、一九六三～一九七〇年)。
- 松村謙之助は不明。
- (20) 「京都書状控」(慶応二年「三井文庫所蔵 別三七六」)。
- (21) 「江戸書状控」(慶応元・二年「三井文庫所蔵 別三七二」)。
- (22) 「江戸書状控」(慶応元・二年「三井文庫所蔵 別三七二」)。
- (23) 「江戸書状控」(慶応元・二年「三井文庫所蔵 別三七二」)。
- (24) 「古金類并保正字古二朱金引替差引帳」(慶応元年～四年「三井文庫所蔵 別九三八・別一一〇〇」)。
- (25) 「古金類并保正字古二朱金引替差引帳」(慶応二年～四年「三井文庫所蔵 別一一〇〇」)。
- (26) 「江戸書状控」(慶応三年「三井文庫所蔵 別三八〇」)。
- (27) 「御金札貸附控帳」(明治元年「三井文庫所蔵 本一四二〇」)。
- (28) 「古金類并保正字古二朱金引替差引帳」(慶応二年～四年「三井文庫所蔵 別一一〇〇」)。それ以後は、古金銀類の出納が「北穴蔵請納帳」(慶応三年～明治五年「三井文庫所蔵 別一六六八」)、「勘定場穴蔵出納帳」(明治五年～八年「三井文庫所蔵 続六六三四」)に記載されている。
- (29) 「引替附込帳」(慶応二年～明治六年「三井文庫所蔵 本一三八〇」)。
- (30) 「京江戸別通之控」(元治元年～慶応二年「三井文庫所蔵 別三六九」)。
- (31) 「吹直元金銀御下ケ請取帳(十五軒組合、三番)」(弘化元年～慶応元年「三井文庫所蔵 本二二六」)で確認される。「吹直金銀引替方御用掛寛」(安政六年「大阪大学経済史経営史資料室所蔵 鴻池善右衛門家

旧蔵文書)によれば天王寺屋嘉十郎は、弘化四年(一八四三)八月に父天王寺屋忠次郎死去に伴い同年閏一〇月に家名を相続。しかし、幼少のため安政二年(一八五五)に一五歳になるまで滋賀屋忠右衛門が代判を勤めた。

(32) 「吹直元金銀御下ケ請取帳(十五軒組合、三番)」(弘化元年〜慶応元年「三井文庫所蔵 本二二六」)及び「江戸書状控」(慶応元・二年「三井文庫所蔵 別三七二」)。

(33) 宮本又次「天王寺屋五兵衛家とその系図」『上方の研究』(三卷)、清文堂、一九七五年、一四頁。

(34) 広瀬宰平『半世物語』住友修史室、一八九五年発行、一九八二年復刻、一八〜二二頁。明治維新前後の天王寺屋忠次郎の動向は不明。明治五年(一八七二)七月に、天王寺屋五兵衛外一五人の発起人は綿商家を設立。この第一綿商家は基本金一万五〇〇〇円で、頭取鴻池善右衛門、天王寺屋五兵衛ら二人によるものだった(宮本又次「天王寺屋五兵衛家とその系図」『上方の研究』(三卷)、清文堂、一九七五年、一四頁・三〇〜三一頁)。その後は、明治二六年(一八九三)に最後の天王寺屋五兵衛を鴻池新田会所にかくまい、月々助成金を送るとある。明治三二年(一八九九)に天王寺屋五兵衛が新田会所にて卒し鴻池善右衛門家で葬儀を行うとある(鴻池統男文責・廣山謙介監修『鴻池家年表』鴻池合名会社、一九九一年、三〇〜三二頁)。

(35) 宮本又次『大阪商人太平記』(明治中期篇)創元社、一九六一年、二八七〜二九〇頁。

(36) 「近江屋休兵衛ヨリ御用方引替方御組合衆中宛御用御免願書」(慶応三年「大阪大学経済史経営史資料室所蔵 鴻池善右衛門家文書マイクロフィルム」)。

(37) 広瀬宰平『半世物語』住友修史室、一八九五年発行、一九八二年復刻、一八〜二二頁。

(38) 安国良一「文政改鑄と十五軒組合の成立」『日本史研究』二四九号、一九八三年、一〇〜一一頁。

(39) 「吹直元金銀御下ケ請取帳(十五軒組合、三番)」(弘化元年〜慶応元年「三井文庫所蔵 本二二六」)に、鴻池屋駒次郎が万延元年一月に鴻池屋善五郎へ改名。

(40) 「留帳」(嘉永三年〜文久三年「大阪商業大学商業史研究所蔵 佐古慶三教授収集文書：近江屋」)。

〔付記〕本稿を故沼田哲先生・故飛田紀男先生の霊に捧げる。本稿の作成では小林襄治先生からご指導を戴いた。また、史料所蔵者の鴻池合資会社及び鴻池善右衛門様・御宮内樹様、大阪大学経済史経営史資料室、財団法人三井文庫、大阪商業大学商業史博物館、国立史料館には心より御礼申し上げます。